

1. 件 名：東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の原子力事業者防災業務計画修正届出について及び福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の平時の周辺住民への情報提供について

2. 日 時：令和5年 6月 23日 10:00～11:00

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、澤村防災専門官、宮田専門職

酒井専門職

監視情報課

渡邊課長補佐、竹田地方調整専門官

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ グループマネージャー 他10名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、同社福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）及び福島第二原子力発電所（以下「2F」という。）の原子力事業者防災業務計画の修正について、資料1に基づき、以下の修正内容に関する説明があった。

- ・ 通報対象の地震発生時の通報様式への地震動加速度（ガル数）追加（1F及び2F）
- ・ 通報様式及び記載要領の柏崎刈羽原子力発電所との統一化（1F及び2F）
- ・ 原災法第25条に規定された応急措置実施時の報告（25条報告）の通報様式添付に関し、発電所の現状に合わせ様式の見直し（1F）
- ・ ERSS電送項目への1Fの5、6号機の共用プール水位の追加
- ・ 新たな役職の設定に伴う原子力防災管理者の代行順位及び副原子力防災管理者の役職の変更（1F）
- ・ その他、記載の適正化 など

原子力規制庁より、通報様式への地震加速度（ガル数）の追加について、齟齬が生じないよう事業者間でフォーマットを共通化することとしている趣旨を踏まえ、事業者間で共有し、今後、整合を図るよう伝え

た。

東京電力から、次回の事業者防災計画の定期見直しに反映するとの回答があった。

また、1F、2F 及び柏崎刈羽原子力発電所（以下「KK」という。）の原子力事業者防災業務計画に定める平常時の周辺住民への情報提供について、資料 2 に基づき、①放射性物質及び放射線の特性、②原子力事業所の概要、③原子力災害とその特殊性、④発電所の現況及び復旧対策の実施状況、⑤発電所における防災対策の内容（1F 及び 2F）又は原子力災害発生時における防災対策の内容（KK）に関し、以下を実施したとの説明があった。

- ・視察、見学会等のコミュニケーションの場における情報提供
- ・広報誌、広報施設、SNS、ホームページ等による情報提供
- ・記者会見での情報提供

原子力規制庁から、「施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方」についても原子力事業者防災業務計画の規定に加え、広報活動を行うよう伝えた。

東京電力から、次回の原子力事業者防災計画の定期見直しにおいて対応するとの回答があった。

6. その他

配布資料：

- 資料1 原子力事業者防災業務計画の修正（案）について（東京電力ホールディング株式会社）
- 資料2 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動の取り組みについて（東京電力ホールディング株式会社）